

東部下水管理センターオイルタンク油液面計修理 仕様書

本仕様書は、東部下水管理センターオイルタンク油液面計修理（以下「物品修理」という。）に適用する。

1. 仕様

オイルタンク油液面計一式

（油液面計 コーギケン ELM-201-4131
発信部 ELM-201、指示計（一次側）DL-41、指示計（二次側）DL-31）

2. 内容

物品修理の実施は以下の手順によること。

- （1）上記1に示すオイルタンク油液面計一式の納品及び取付作業まで行うこと。
- （2）取付作業後は動作確認の試験調整を行うこと。

3. 注意事項

- （1）作業時に落下などの事故が起きないように安全管理を徹底すること。
- （2）東部下水管理センター営業時間中に作業を行うこと。
- （3）敷地内全面禁煙のため、喫煙は行わないこと。

4. 作業結果の作成

- （1）作業結果については、作業実施報告書を提出すること。（1部）
- （2）作業実施報告書には次の書類を添付し、書式等については提出前に本市担当職員の指示を受けること。
 - ・オイルタンク油液面計一式の撤去前、撤去後、設置後の写真及び試験調整結果

5. 環境への配慮について

本件、物品修理においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- （1）電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- （2）ゴミ減量及びリサイクルに努めること。
- （3）両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- （4）自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- （5）本件に関わる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- （6）本件に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び作業と環境の関連について自覚を持つような働きかけを行うよう努めること。

6. 納入期限

令和 7 年 7 月 31 日

7. 納入場所及び検査場所

札幌市下水道河川局事業推進部東部下水管理センター（札幌市白石区本通20丁目北2-11）

8. 担当課

札幌市下水道河川局事業推進部東部下水管理センター（札幌市白石区本通20丁目北2-11）

担当：横内 電話：011-865-7121

9. その他

- （1）物品修理にあたっては、事前に本市職員と打合せを行うこと。
- （2）本件の実施に必要な機器、工具、消耗品類は受託者の負担とする。
- （3）取付作業又は、点検作業中及び業務終了後において受託者の不注意により生じた設備の故障、破損及び事故等については、受託者の責任において処理すること。
- （4）その他疑義等は、相互に協議し、改善を図るものとする。